

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 山内
日 時	平成26年8月22日(金曜日)	開 議 午前 10 時 00 分 閉 議 午前 11 時 03 分	
出席委員	吉田 中村 並河 田中 山本 石野 堤 木曾		
執行機関 出席者	(総務部) 門総務部長、石田総務課長、井上総務課副課長		
事務局 出席者	藤村局長、山内次長		
傍聴	可	市民 0名	報道関係者 0名 議員 0名

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

〔吉田委員長 開議〕

2 日程説明

〔事務局次長 日程説明〕

10:02

3 案件

○公文書管理条例制定の検討について

〔総務部 入室〕

<吉田委員長>

公文書管理条例制定の検討にあたり、事前に送付している協議事項について、順次、説明なり意見をお願いします。

<総務部長>

本日は、総務文教常任委員会ということで、よろしく願い申し上げます。

後ほど、お手元に配付している資料の説明もさせていただくが、台風11号、また、前線に伴う大雨につきましては、委員の皆様方には、大変、心配をおかけし、また、それぞれの地域で活動いただきましたことに改めてお礼を申し上げます。

今後も、こういった危機管理に際して、万全の体制をとっていけるよう頑張っていきたい。

本日は、公文書管理条例について、担当課長から質疑に答えさせていただくとともに、こちらの考え方を示していきたいと思っているので、よろしく願いする。

<吉田委員長>

先に配付資料の説明を願う。

(総務部長より、「京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金」に係る「大雨の被災地支援活動の追加募集」について、配付資料に基づき説明)

<吉田委員長>

資料説明の件については、以上で終わらせていただく。

次に、公文書管理条例の検討に係る協議について、順次、説明なり意見をいただきたい。

< 総務課長 >

事前にいただいている質問事項について、答えさせていただきます。

最初に、地方独立行政法人等について、実施機関として条例に入れるかどうかということについては、既に制定している亀岡市情報公開条例では、これらの法人は地方公共団体とは別人格を有する独立法人であり、個々の法人の性格や業務内容に的確に対応した制度の整備、その他の施策を講ずるべきであるとして、直接的な実施機関には入れていないので、それと同じような考え方になる。

< 吉田委員長 >

仮に、法人文書を入れた場合、情報公開条例との整合性以外のところで、どのような不具合が考えられるか。

< 総務課長 >

それぞれの法人の考え方もあることから、一方的にこちらからの強制力はないと考える。

< 吉田委員長 >

情報公開条例ではどのような形にしているか。

< 総務課長 >

こちらの方から、出資なり援助などを行っている団体であるので、自主的に情報公開を行うよう要請している。

< 吉田委員長 >

公文書管理条例で、情報公開条例と同じようにすることは可能か。

< 総務課長 >

可能である。結果はどうであれ、同じようにこちらから協力をお願いすることになる。

< 木曾委員 >

公文書管理の関係で、出資比率が50%を超えた場合には、当然、その必要性が出てくるという思いを持っているし、市民的な感情から考えても、そういう方向が望ましいと思うが。

< 総務課長 >

現在、出資比率が50%以上である団体に対して、条例に準じた措置を講じるように協力を要請しているのが、情報公開条例のスタンスである。

< 吉田委員長 >

土地開発公社や環境事業公社というような団体は、本来、市がやるべき業務を肩代わりしてもらっているような団体であり、別団体だから条例に入れることができないというのは、少しどうかなという気がするが。

< 総務課長 >

他市の例をみる限りは、今のところ、条例に外郭団体を入れるのは難しいと考える。

< 木曾委員 >

少なくとも、亀岡市が外郭団体の監査を要請しているところについては、監査報告をされる部分もあるので、その団体を条例に入れることについて、その法人格を逸脱するような行為にはならないと思うが。

< 総務課長 >

それについては、詳しい研究の余地があると思うが、基本的なスタイルは、市が努力義務を課して指導を行う中で、それぞれの団体が条例に値する規則等を作っていたかどうかを要請するのが、一般的な筋だと考えている。

< 田中委員 >

法人を条例の中に入れたらだめだというような根拠規定はあるか。

< 総務課長 >

だめだという規定はないと思うが、条例の範囲に適用するのかという研究は必要だと考える。

< 吉田委員長 >

亀岡市が外郭団体の文書管理を行うのは違うような気がするが。

< 総務部長 >

私見ではあるが、理念条例という形の中で、例えば市民に対して「努める」という表現を使って要請するということが通例であると考えており、強制力を伴い、罰則規定を設けて拘束力を持たせることは、他の団体に対してはできないと考える。現在、行っている条例上の整理は、そういった意味での使い分けであろうと思っている。

< 吉田委員長 >

例えば、出資比率50%以上の団体について、市と同様の文書管理をするよう指導するような文言であれば問題はないか。

< 総務課長 >

問題はない。

< 吉田委員長 >

そのことを含めて、一度、委員会で検討させていただく。

< 木曾委員 >

亀岡市が実質的に出資比率50%以上という大部分を担っている団体において、国・府からの移管事務も含めて、事務的な部分が増えてくると、今までの状況とは若干違ってくるように思う。そうした時に、文書管理なり情報公開も含めて、本来、行政が行っていかなければならない部分が、当該団体に移管されることも出てくるように思うが。

< 総務課長 >

独立行政法人等の仕事が増えて、充実し大きくなっていくのであれば、なおさら、独自にしっかりとした意識をもって制定していただくほうがよいと考える。

< 吉田委員長 >

そのことについては、今後、検討していきたい。

次に、質問事項2番目の文書保存年限の設定基準について、説明を願う。

< 総務課長 >

2番目の保存年限設定基準と併せて、3番目の文書廃棄年数について説明させていただきます。

亀岡市文書取扱規則第56条・57条で、保存分類、保存期間、分類表を規定し、それに基づき文書の保存、廃棄を行っている。

< 田中委員 >

文書廃棄の仕方について、詳細説明を願う。

< 総務課長 >

年に1回、文書廃棄の日を定めて、各主管課が文書を持ち込み、機密文書はシュレッダー、その他の文書についてはパッカー車等で廃棄をしている。

< 吉田委員長 >

以前は、永年文書があったと思うが、30年保存文書は30年経てばすべて廃棄されてしまうのか。

< 総務課長 >

文書取扱規則第64条に文書廃棄の延長ということで、保存期間を経過してもなおお保存の必要が認められるときは、期間を延長して保存することができるかと規定している。

< 吉田委員長 >

その判断は誰がするのか。

< 総務課長 >

主管課である。

< 木曾委員 >

この間、文書の開示請求をさせていただいたが、30年を経過した文書ではあったが、主管課がそれを保管していたので非常に助かった。

主管課が判断するということだが、時の経過とともにその当時の関わりのある職員もいなくなると、恐らく廃棄の方向になるのかと思うが、最終、保存年限を30年で区切りをつけるのかどうかということの判断をするときに、もう少し基準を明確にする必要があると思うが。

< 総務部長 >

もともと、亀岡市では永年保存を行い、その中でマイクロフィルム化や電子媒体へのファイル化等、試行錯誤をしてきた。磁気ディスクやマイクロフィルムにしても耐用年数があり、また、それらを読み取るハード・機械がなくなるといったこともあって、文書取扱規則をいろいろと見直してきた結果、現在では、永年保存は30年を上限としている。30年経過した時点で再度チェックをかけて、行政的に必要かどうかの判断をすることになるが、その時代時代が必要とするものは変わってくるので、それを項目として基準を作るのは難しいと考える。やはり、その時点での引継事項であるとか、市が行っている施策の重要性、内容等に照らし合わせたその時の判断であり、しかもそれは担当課でなければできないと思っている。30年先に時代がどう変わっているか、亀岡市がどんなふうにもちの形態を変えているか、真に必要なものであるか、そうでないかは担当課で、過去の経過も含めて判断すべきであり、基準として持つのは難しいと考えている。

< 木曾委員 >

確かに、全てを永年保存することは難しいと思うが、亀岡市としてこれだけは永年保存しておかなければならないというものに関して、もう少し精査をして保存していく必要があると考えている。特に、法務省と土地家屋調査士、地元自治会、亀岡市も含めて協議をしているような内容は、まさしくそのようなものかなと思うところである。そのような文書について、主管課が30年経ったから廃棄しようということにならないよう、大切なものについては、保存してもらえようような条例にしていけるよう考えてもらえるか。

< 総務部長 >

文書取扱規則の見直しが必要な部分については、見直していきたい。何でもかんでも30年経ったら廃棄するということは考えていない。やはり、その中に非常に重要なものが含まれている、場合によっては歴史的な資料になるものもあると認識しており、職員にもそのように指導していきたいと考えている。

< 並河委員 >

当初、大規模スポーツ関連で50年の賃貸という話があったが、そういうものの文書保存はどうか。

<総務課長>

そういった文書については、保存年限は30年で、30年後に判断することで、たぶん残ることになるだろうと考える。

<吉田委員長>

その「だろう」というのが怖い。市の文書というのは、もちろん市にとって重要な文書であり、職員にとってプラスの側面もあれば、残すことでマイナスになる可能性も当然に出てくる。これは職員が悪いことをしているとか、していないとかということではなしに、職員にとって、早く廃棄したほうがよいというような文書が存在する可能性は当然にあるということである。そのようなことについて、職員、あるいは理事者で全て判断するのがよいのかという観点から、外部の専門の委員にみてもらうことは可能かということであるが、質問事項の4番目について意見を願います。

<総務課長>

4番目について、情報公開・個人情報保護審査会委員との兼務はできないかとの質問をもらっているが、現在の審査会委員は、法律や人権擁護の分野から選出されているので、公文書の所掌事務にもよるが、少し馴染まないのではないかと考えている。

<吉田委員長>

島根県かどこかで、情報公開審査会委員に公文書管理委員会の兼務もやってもらっているところがあったかと思う。

<木曾委員>

情報公開と個人情報保護の関係についてだが、公文書の公開、非公開の判断はどのようにされているか。

<総務課長>

開示請求が出された時の開示、不開示の判断は市内部で行っている。それに対して不服申し立てが出た場合に、委員に判断していただく形になっている。

<並河委員>

請求すれば原則公開と思っていたが、そういう訳でなく、専門の方に意見を聞いての開示となるのか。

<総務課長>

一度目の判断は市内部で行い、不服申し立てに対して委員に判断してもらっている。情報公開条例の第7条で、開示しないことができる情報ということで、法令等秘密情報、個人に関する情報、法人等に関する情報、意思形成過程における情報、事務事業執行過程における情報、国等の協議等に関する情報、安全秩序維持に関する情報は非開示となっているので、これに基づいて市で判断している。

<並河委員>

開示ができないものでも、何年か経過後にはできるといったような規定はあるか。

<総務課長>

今の条例の中にはそのような規定はない。

<総務部長>

情報公開または個人情報保護条例の中にある基準に照らして開示を行い、その決定に不服があれば不服申し立てが出てきて、それについて審議をしていただくという流れになるが、1から10まで職員、担当課が自分の判断でやっているというこ

とではない。ただ、今日8月22日現在ならまだ意思形成過程だが、来年の3月31日には決定していて、その時点で請求されたらすべてが開示されるという、時点での差というのは生じる。

<木曾委員>

30年あるいは50年経ったらすべての情報を公開するという考えは、基本的には亀岡市ではないということで理解をすればよいか。例えば、先日、開示請求をした際に、亡くなっておられる方でも名前は黒塗りにされていたが、そのような場合の判断はどうされているのかと正直思ったところである。

<総務部長>

そういったことも含めて、不服があれば不服申し立てをしていただいたうえで、審査会で判断をいただくこととなる。亀岡市の条例では50年経ったら全てを公開するといった規定はなく、申請される時点時点で、公開になる、一部非公開になるといった文書があるということである。

<吉田委員長>

その判断は、当然、審査会でやっていただくということだが、今聞いているのはどの文書を残すか、すべての文書を判断するのは難しいかもしれないが、30年経った文書でどの文書を残すかという判断を、管理委員会のようなものを作ってやっていただくことはできないかということである。現在ある委員会では難しいということだが、そのような委員会を作ることは可能か。

<総務課長>

委員会を作ることは不可能ではないと思うが、人選が難しく、また、その経過をわかっている者でないと判断するのは難しいと考える。

<吉田委員長>

役所の判断で残すものは残してもらったらよいが、外部の目もあったほうがよいのではないかと思う。委員を委嘱するとしたらお金がかかるが、そのことも含めて難しいということか。

<総務部長>

技術的なことでいうと、委員会を作ることは何ら問題ないが、外部の方に市の文書をもってもらって適正な判断ができるのかということに疑問を持つ。行政側の見方と、利害関係のある方も含めて、市民や民間の方の目とでは着眼点が違う。客観性が担保できる委員会をいかに作るかが問題である。委員会を作ることができるか、できないかについていえば作ることができるが、実行力が伴うかどうか、事務量がどれだけであるのかなど、そういったところまで議論を深めていただければと思う。

<木曾委員>

税の課税や徴収の関係について、保存期間は5年か。

今、税務の関係は税機構に移っているが、そういった部分の開示請求については、どういう取り扱いをしているか。

<総務部長>

再度、確認をしてから報告させていただきたいと思うが、基本的には税機構は別組織になっているので、組織が保有している文書については、その組織から情報開示されることになる。現在、課税業務の共同化の取り組みを進めており、将来的には、京都府下統一で課税・納税業務が一元化される中で、その部分も含めて協議されることになると思っている。今は組織が違うので、それごとの申請になると思うが、再度、確認して報告する。

<木曾委員>

亀岡市の今の保存年限と、税機構の保存年限が同じでなければ、トラブルが生じる可能性もあるが、そのあたりの整理はどのようになっているか。

< 総務部長 >

税については税法の関係もあり、民法の見解とも異なるので、認識を深めていきたい。

< 吉田委員長 >

「定義」の中身についてだが、土地開発公社、上下水道事業、病院事業を実施機関として入れた場合、どういう表現にすればよいか。

< 総務課長 >

亀岡市情報公開条例においても、今いっていただいた実施機関は含めている。

上下水道及び病院事業については、地方自治法上の執行機関ではないが、地方公営企業法の適用を受けるものであり、独立して所掌事務を管理し執行する機関であるため、実施機関として位置付けている。

< 吉田委員長 >

病院事業管理者という表現でよいか。

< 総務課長 >

そういう表現で入れている。

< 吉田委員長 >

上下水道の管理者は市長だが、それは入っていないのか。

< 総務課長 >

上下水道も上下水道事業管理者という文言で入っている。

< 吉田委員長 >

最後に、もう一度聞くが、公文書管理条例を制定することについて、どう考えるか。

< 総務部長 >

冒頭に説明すべきであったと思うが、市議会においても答弁をさせていただいているとおり、現時点では、情報公開条例、文書取扱規則に基づいて、適正な公文書管理を行っていきたいと考えている。

< 吉田委員長 >

委員会としては、公文書管理条例が必要であるということで検討をしており、今回いただいた意見をもとに、もう少し研究を続けて条例案を作りたいと思っている。その際には、また、意見なりアドバイスをいただきたいと思っているのでよろしく願います。

< 総務部長 >

ぜひとも、お声かけいただきたい。

< 堤委員 >

これまで何回か勉強会を行ってきて、委員会としては条例を作っていくということだが、理事者からの説明を聞いて、今ある規定で十分対応できるので、市としては積極的に条例を作ることは考えていないという結論であると理解した。今の制度で落とし穴がある、だから条例を作らなければいけないという部分がまだ理解できないので、今後も、慎重に勉強会を重ねてもらったらと思う。

< 吉田委員長 >

もともと公文書管理条例はいらぬというの、理事者がいっていたことである。文書取扱規則、情報公開条例に基づいて適正に事務執行しているというのが理事者の答えであり、しっかりと対応していただいていることの前提で視察に行き、委員

会で意見の取りまとめをした際に、委員会として条例制定に向けて動いていこうということになった。勉強会も行い、制定に向けて条例案を作っているのであり、最終的には理事者と協議させていただき、これを作ったら事務執行が滞るということであれば、考え直しをさせていただこうと思っているのでよろしく願います。

他になければ、理事者の皆さんには、大変、ありがとうございました。退室いただく。

(理事者 退室)

4 その他

○次回の日程について

<吉田委員長>

次回の委員会の日程については、8月28日(木)午前10時ということで、教育委員会から放課後児童会についての説明を受けることとしているので、よろしく願います。なお、その後、決算審査に係る事務事業評価の論点整理をしたいと思っているので、併せてよろしく願います。

他になければ、これで総務文教常任委員会を閉議する。

閉議 11:03